

第20回甲府地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成24年5月30日（水）午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
- 3 出席者

(地裁委員・五十音順)

上原委員，片山委員，気賀沢委員，須藤委員，長澤委員，早川委員，平田委員，
深沢委員，細谷委員，松本委員，向山委員，山崎委員

(甲府地方裁判所)

中西判事補，鈴木判事補，岩渕民事首席書記官，篠原刑事首席書記官，江川事
務局長，望月事務局次長，本田総務課長，中原総務課課長補佐（書記），清水
庶務係長（書記）

- 4 議事等

別紙議事概要に記載のとおり

- 5 次回委員会の期日

事務局から，各委員に書面により照会し，10月下旬から11月上旬に開催で
きるよう調整する。

(別紙)

議 事 の 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

1 新任委員の挨拶

新任委員のご紹介及び挨拶を行った。

2 委員長の選出

金井前委員長（前甲府地方裁判所長）の退任に伴い，後任の委員長を須藤委員（甲府地方裁判所長）とすることに出席者全員一致で決定した。

3 本日のテーマ及び進行予定についての説明

■ ただいま委員長に選任されました須藤です。甲府地方裁判所委員会の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

本日の委員会では，裁判員裁判の模擬評議を体験していただくと思っております。その後，委員の皆様から，模擬評議についての感想や，御意見，御質問をお聞きしたいと思っておりますが，いかがでしょうか。

(異議なし)

特に御異論がないようですので，模擬評議に移ります。

4 裁判員裁判の模擬評議

■ 今回の模擬評議では，法律家ではない委員の方々に評議を体験していただくと思っております。また，模擬評議は，当庁で実際に裁判員裁判を担当している深沢委員，中西裁判官，鈴木裁判官に説明や，進行を行っていただきます。では，深沢委員，よろしくお願ひいたします。

□（深沢委員）今回の模擬評議は，委員の皆さんが裁判員に選ばれたという前提で行いますが，まず始めに，裁判員がどのように選ばれるのかという選任手続

について簡単に御説明をします。

皆さんがいるこの部屋は、裁判員候補者の待合室となっております。通常の事件では、約80名に呼出を行います。実際に裁判所にいらっしゃるのは約30名ぐらいです。その候補者を3つのグループに分け、グループ全員に、場合によっては個別に質問をしたりして、辞退を認めるか否かを決定します。また、検察官と弁護士それぞれが5名ずつ候補者から除外できる規定になっており、残った候補者から、6名の裁判員と2名の補充裁判員をコンピューターによる籤で選任しております。時間としては、午前10時から選任手続を行って、遅くとも午前11時30分には終了しております。

次に、裁判員に選ばれた人に私から、刑事裁判のルールやお願いしたい事項を説明していますので、今回の模擬評議にあたっては、実際に即した説明をしたいと思っております。

まず、刑事裁判では、被告人が起訴状に記載されている犯罪を本当に行ったのかについて、検察官が証明すべきことになっています。したがって、検察官が証明できない場合には無罪としなければならないこととなります。

次に、判断にあたっては、法廷に提出された証拠のみに基づいて判断をしなければなりません。皆さんが、新聞やテレビで見聞きしたことは証拠ではありませんので、そのような情報に基づいて判断してもらっては困るということになります。では、証拠とはどういったものかと言いますと、犯罪に使用された凶器や、現場見取り図などの書類、証人や被告人の証言などがあります。法廷で証人や被告人の証言を聞く際には、裁判員の皆さんにも質問の機会がありますので、質問をしたい場合には私におっしゃってください。また、検察官や弁護士は、この証拠はこういう見方をすべきだといった様々な意見を言いますが、これは証拠ではありませんので、区別をしなければなりません。

法廷が終わりましたら、まずは、被告人が起訴状に記載された犯罪を本当に犯したのかどうかについて判断をします。過去にあった事実を直接確認するこ

とはできませんが、特別なことをお願いする訳ではありません。皆さんも子供が兄弟げんかをしたときに、両方の言い分を聞いたりして、お兄さんが悪い、弟が悪いというような判断をしていると思います。ただし、裁判では不確かな証拠で有罪にすることは許されませんから、様々な法廷で提出される証拠を検討し、皆さんの常識で判断して、被告人が起訴状に記載された犯罪を犯したことは間違いないと判断した場合は有罪としますが、有罪とすることに疑問がある場合には無罪にしなければなりません。

次に、仮に有罪とした場合、量刑と言いますが、被告人にどのような刑を科すことがよいのかについて決めることになります。

これらの有罪無罪や、量刑についての結論は、裁判員の皆さんと裁判官が話し合いをしながら決めていくこととなりますので、皆さんは、ご自分の判断に基づいて自由に意見を述べてください。また、法律上の解釈や問題点があれば、裁判官がご説明しますので、ご安心ください。

最後に、評議の秘密を守っていただきたいということです。評議で誰が何を言ったかについて、事件記録で出てきた事件関係者のプライバシーについて、他の裁判員の方のプライバシーについて漏らしてもらっては困るということです。なぜこのようなことをお願いするかと言いますと、評議の秘密が漏れてしまいますと、評議で率直に意見を言うことが難しくなってしまうため、そのようなことを防止するためです。ただし、公開の法廷で見たり聞いたりしたことは、話しても構わないということになっています。

このような説明を行った後、裁判員の方々に、公平、誠実に裁判員の職務を行う旨の宣誓をしていただき、実際の事件の説明に入ることになります。

それでは、これから皆さんに裁判員制度の広報用映画を見ていただき、その事件を題材にして模擬評議を行いたいと思います。

(※ 裁判員制度広報用映画「裁判員 ～選ばれ、そして見えてきたもの～」)

を約15分間上映（起訴状朗読から結審までの部分）

（※ 模擬評議）

5 次回の進行予定について

- 大変お疲れ様でした。本日は、時間の制約があって十分な議論ができなかったかも知れませんが、実際の評議ではもっと時間をかけて、議論を尽くして行うこととなります。本来は、模擬評議についての皆様の感想をお聞かせいただき、意見交換を行いたいところですが、時間の都合上、次回の委員会において、模擬評議の感想をお聞かせいただきたいと思います。

また、次回の委員会では、模擬評議の感想のみでは時間に余裕がありますので、何か次回にとりあげるテーマや、このような観点で議論したら裁判所にとって有益ではないかという観点などありましたら、お聞かせ願えないでしょうか。

（意見なし）

では、次回の委員会の内容については、次回委員会までの間に、個別にご相談をさせていただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

以 上